

令和8年度 緊急時の対応等について

八戸市立城北小学校

1 震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) **下校後～登校前に発生**した場合 → 原則として**臨時休業**
 - ①原則として当日（翌日）は臨時休業となります。
 - ②ただし、被害状況によっては、市教育委員会の判断で臨時休業とならないこともあります。市教育委員会から「学校安全情報配信メール」を通じて連絡されます。
 - ③対応が決まり次第、学校からも tetoru を通じて連絡します。
- (2) **学校での活動中（在校時）に発生**した場合 → **学校待機**
 - ①校内や学区の状況を確認し、安全が確認された場合は通常の活動を継続します。
 - ②校内外の被害状況、停電等の状況によって教育活動の継続が難しいと判断した場合、また、通常下校が危険と判断した場合には、**保護者引き渡しによる下校**とします。いずれの場合も、tetoru を通じて連絡します。

2 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合

- (1) **登校前**に発表された場合
 - ①**大津波警報**が発表された場合 → 原則として**臨時休業**
 - 大津波警報の場合、本校は浸水想定区域内のため、原則として臨時休業となります。
 - ただし、警報が解除された場合は通常通りとなる場合があります。いずれの場合も tetoru を通じて連絡します。
 - ②**津波警報・津波注意報**が発表された場合 → **保護者判断**
 - 津波警報・津波注意報の場合、本校は浸水想定区域外のため通常の教育活動を行います。
 - 登校は、保護者の判断とします。保護者の判断で登校を見合わせたり遅らせたりする場合は、7：50までに tetoru で連絡してください。（欠席や遅刻の扱いにはなりません。）
- (2) **学校での活動中（在校時）**に発表された場合
 - ①**下校時に大津波警報**が発表中の場合 → **学校待機**
 - 大津波警報の場合、本校は浸水想定区域内のため、児童は学校待機（通常の授業や活動を行いながらの待機も含む）とします。大津波警報の解除など状況を見て**保護者引き渡しによる下校**とします。その際は tetoru を通じて連絡します。
 - ②**下校時に津波警報**が発表中の場合 → **保護者引き渡しによる下校**
 - 津波警報の場合、児童は保護者引き渡しによる下校とします。引き渡し時刻は、tetoru を通じて連絡します。
 - ③**下校時に津波注意報**が発表中の場合 → **通常下校**
 - 児童は通常通りに下校します。
 - 保護者の判断でお迎えに来られる場合は、下校時刻の1時間前までをめぐりに学校へ電話連絡をしてください。

3 台風接近及び暴風雨雪等の荒天の場合

- (1) **登校前に特別警報**が発表された場合 → 原則として**臨時休業**
- (2) **登校前に警報**が発表された場合 → **保護者判断**
 - ①登校は、保護者の判断とします。保護者の判断で登校を見合わせたり、遅らせたりする場合は、7：50までに tetoru で連絡してください。（欠席や遅刻の扱いにはなりません。）
- (3) **学校での活動中（在校時）に警報**が発表された場合 → **学校待機**
 - ①児童は学校待機（通常の授業や活動を行いながらの待機も含む）とします。
 - ②学区内の道路状況や建物の状況、風雨等の状況を確認した上で、被害がないことが確認でき

た場合は、**通常下校**とします。ただし、保護者の判断でお迎えに来られる場合は、下校時刻の1時間前までをめぐりに学校へ電話連絡をしてください。

③通常下校が危険と判断した場合は、**保護者引き渡しによる下校**とします。その際は tetoru を通じて連絡します。

(4) **下校時**に急激に天候が悪化した場合 → **学校待機**

①いわゆる「ゲリラ豪雨」など、下校時に天候が急激に悪化し危険と判断した場合、一時的に学校待機とします。

②天候が回復し、安全と判断してから児童だけで下校させます。

③保護者の判断でお迎えに来られる場合は、学校へ電話連絡をしてください。

4 学区内に熊が出没した場合

(1) **登校前**に報道された場合 → **自宅待機**

①tetoru での連絡をお待ちください。保護者付き添いでの登校をお願いする場合があります。

(2) **学校での活動中（在校時）**に報道された場合 → **学校待機**

①児童は学校待機（通常の授業や活動を行いながらの待機も含む）とします。

②通常下校が危険と判断した場合は、**保護者引き渡しによる下校**とします。その際は tetoru を通じて連絡します。

5 熱中症特別警戒アラート等が発表された場合

(1) 熱中症**特別警戒アラート**発表された場合 → 翌日は**臨時休業**

①前日の14:00に発表された場合、翌日は臨時休業となります。tetoru でも連絡します。

(2) 熱中症**警戒アラート**が発表された場合 → **活動の一部変更等**

①暑さ指数等を基に、校長の判断で活動内容や活動時間、活動場所等の制限や変更、中止などの措置を講じます。

②登下校については、原則として通常通りとします。

6 その他の場合

(1) 学区内及び隣接学区で凶悪事件が発生した場合や他国から日本の領土に向けてミサイルが発射され着弾が予想される場合など、緊急事態が発生した場合

①**登校前**に発生した場合は、**自宅で待機**し、tetoru の連絡をお待ちください。

②**学校での活動中（在校時）**に発生した場合は、児童は**学校待機**（通常の授業や活動を行いながらの待機も含む）とします。

③通常下校が危険と判断した場合は、**保護者引き渡しによる下校**とします。その際は tetoru を通じて連絡します。

◆緊急時の学校からの連絡について

(1) 緊急時、**学校からの連絡は「tetoru」**を通じてお知らせします。

①tetoru 配信にいち早く気付けるように、スマートフォン等で、よく利用するアプリの隣に tetoru のアイコンを置くなどの工夫をお願いします。

②兄弟姉妹がいる場合、同じ内容の連絡が届きます。学級ごとに開封状況を確認していますので、**必ず、兄弟姉妹全員分を開封**してください。

③緊急時に開封まで時間を要している場合は、学校から直接お電話します。

(2) **八戸市教育委員会からの連絡は「学校安全情報配信システム」**を通じてお知らせします。

①「学校安全情報配信システム」の登録と毎年の**年次更新**をお願いします。

(3) **tetoru で安否確認**をする場合があります。

①震度5弱以上の地震が発生した場合などに、tetoru で児童の安否確認をする場合があります。方法については、必要が生じた際に tetoru でお知らせします。